

# 駒場団地自治会会員情報取り扱い規則

## (目的)

第1条 本会が保有する会員の個人情報の保護を目的とする。

## (定義)

第2条 「個人情報」とは、生存する会員個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

## (理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである。

## (責務)

第4条 個人情報保護法の改正(平成 29 年 5 月 30 日)により、自治会にもこの法律が適用されることになり、会員の個人情報の取り扱いに関してはその適正な取扱い方法を定め、格別の措置を講じるものとする。

## (周知)

第5条 会員情報の取り扱い方法に関しては本規則を設けるとともに、会員情報の収集、保管、利用、廃棄等について会員に書面によって周知徹底を図ることとする。

## (会員情報の取得)

第6条 該当する個人情報とは、自治会入会申込書、構成員個人名簿、世帯代表者名簿などに記載されている①氏名、②住所、③電話番号、④写真などであり、本人に目的を示し同意を得て取得されたものとする。名簿には「複写、転売、目的外利用、第三者への提供禁止」を明記することとする。

## (利用目的)

**第7条** 会員情報は次のような目的に利用されるものであり、この目的の達成に必要な範囲を超える目的外利用はしてはならない。

- (1)自治会名簿及び会員の住居を示す地図の作成
- (2) 会員との連絡
- (3) 団体保険の加入
- (4)緊急時・災害時の連絡網及び災害時要援護者名簿の作成

(管理)

**第8条** 名簿には、①構成員個人名簿及び災害時要援護者名簿、並びに②会員に配布する世帯代表者名簿などがある。いずれの場合も、会長が鍵のかかる収納庫に保管し、盗難・紛失などのないように厳重に管理することとする。複数の名簿が存在するときは番号を付けてその所在が分かるようにし、個人情報の散逸を防ぎ、漏えい防止のための適切な処置をとらなければならない。

- 2 会員情報の含まれる書類は保管期間を定め、不要となった会員情報は会長及び複数の役員が立ち会って速やかに復元不可能な状態にして廃棄処分し、廃棄日を記録するものとする。
- 3 総会やその他の自治会活動で配布された名簿、連絡網などの会員情報は、各会員が責任を持って管理し、利用期間を過ぎて不要となった場合は速やかに会長に返却するものとする。

(本人の同意を得ない情報提供先)

**第9条** 次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に会員情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得

ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

第 10 条 本規則は総会で改廃できる。

附則 この規則は 2018(平成 30)年 4 月 1 日から実施する。